

自己点検表【一般医療機器】

チェック項目		○:適 ×:不適 ー:該当外				
		年月日	年月日	年月日	年月日	
1	管理に関する帳簿<医薬品医療機器等法施行規則第178条第3項で準用する第164条>					
	(1)	次の事項を記録するための帳簿を備え付けているか				
		①品質確保の実施状況				
		②苦情処理、回収処理その他不良品の処理状況				
		③営業所の従業者への教育訓練の実施状況				
		④その他営業所の管理に関する事項				
(2)	最終記載日から6年間保存しているか					
(3)	電磁的方法により保存を行う場合、その方法は適切か					
2 (※)	譲受譲渡に関する記録<医薬品医療機器等法施行規則第178条第3項で準用する第175条第3項>					
	(1)	一般医療機器を譲り受けたとき、定められた事項を記載しているか 【記録する事項 ①品名 ②数量 ③製造番号又は製造記号 ④譲受又は販売、授与、貸与の年月日 ⑤譲渡人又は譲受人の氏名・住所】				
	(2)	一般医療機器を販売等したとき、定められた事項を記載しているか 【記録する事項 ①品名 ②数量 ③製造番号又は製造記号 ④譲受又は販売、授与、貸与の年月日 ⑤譲渡人又は譲受人の氏名・住所】				
	(3)	記載の日から3年間保存しているか				
	(4)	電磁的方法により保存する場合、その方法は適切か				
3	品質確保<医薬品医療機器等法施行規則第178条第3項で準用する第165条>					
	(1)	被包の損傷その他の瑕疵がないことを確認しているか				
	(2)	保管条件(温度、湿度、静電気等)が定められているものの管理は適正に行っているか				
	(3)	使用期限が定められているものの管理は適正に行っているか				
4	苦情処理<医薬品医療機器等法施行規則第178条第3項で準用する第166条>(苦情に係る事項が自らに起因する場合)					
	(1)	苦情の原因究明を行っているか				
	(2)	品質確保の方法に改善が必要な場合には、所要の措置を講じているか				
5	回収処理<医薬品医療機器等法施行規則第178条第3項で準用する第167条>(回収の理由が自らに起因する場合)					
	(1)	回収に至った原因の究明を行っているか				
	(2)	品質確保の方法に改善が必要な場合には所要の措置を講じているか				
	(3)	回収した医療機器を区分して一定期間保管した後、適切に処理しているか				

チェック項目		○:適 ×:不適 -:該当外			
		年月日	年月日	年月日	年月日
6	教育訓練＜医薬品医療機器等法施行規則第178条第3項で準用する第169条＞				
	従業者に対して、取り扱う医療機器の情報提供及び品質の確保に関する教育訓練を実施しているか				
7	中古品の販売等に係る通知＜医薬品医療機器等法施行規則第178条第3項で準用する第170条＞				
	(1)	あらかじめ、中古品を販売しようとする医療機器の製造販売業者に通知を行っているか			
	(2)	製造販売業者から、中古品を販売しようとする医療機器の品質確保その他の注意事項について指示を受けた場合、その指示事項を記録・遵守した上で、若しくは指示がない旨の通知を受けた後に、販売等を行っているか			
8	不具合等の報告への協力＜医薬品医療機器等法施行規則第178条第3項で準用する第171条＞				
	販売等をした医療機器の不具合等によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又はその医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合に、保健衛生上の危害の発生、拡大を防止するため必要があると認めるときは、製造販売業者等にその旨を通知しているか、また記録を残しているか				
9 (※)	一般購入者に対する情報提供＜医薬品医療機器等法第40条の4＞				
	医療機器の適正使用のために必要な情報を提供しているか				
10 (※)	医薬関係者等に対する情報提供等＜医薬品医療機器等法第68条の2＞				
	(1)	適正使用のために必要な情報を収集、検討し、販売先等に提供しているか			
	(2)	製造販売業者等が行う、医療機器の適正使用のために必要な情報の収集に協力しているか			
11 (※)	危害の防止＜医薬品医療機器等法第68条の9＞				
	危害の発生又は拡大を防止するために製造販売業者等が行う必要な措置の実施に協力しているか				
12	販売、誇大広告の禁止＜医薬品医療機器等法第65条、66条＞				
	(1)	未承認又は性状、品質又は性能が基準に適合しない医療機器の貯蔵・陳列・販売・貸与をしていないか			
	(2)	不正表示医療機器の貯蔵・陳列・販売・貸与をしていないか			
	(3)	医療機器について虚偽や誇大な広告を行っていないか			

(※)努力義務

	自己点検				
	(1)	定期的に自己点検を実施し、記録を3年間保存しているか			
	(2)	自己点検結果に基づき、業務の改善を行っているか			